

投光器 学習版

国労東海貨物協議会
2012年11月10日 No.21
発行責任者 鈴木 和巳

今回は「安全」について考えたいと思います。

「安全」という言葉を調べると、危険が無く安定している状態等と書かれています。我々の職場でもあらゆるところに「安全第一」「安全な作業」「安全な環境」「安全・安定輸送」などの文字を見ることができ、安全に関しては労使共に追及するものであります。会社は安全な環境を与える義務があり、労働者には安全に業務をこなす義務があります。しかしながらこれは安全か？と思われる実態も当社にはあります。今回は交渉で毎回話題に上がる乗務員の実態を取り上げて考えてみます。



休養が採れない中での運転従事は果たして安全なのか？

数年前から会社は乗務員の点呼で「休養確認」を行うことを実施しています。ところが、この「休養確認」が異常時には行われていない実態が見受けられることに対し毎年交渉の場で議論となります。「休養確認」は異常時にこそ必要なものであると私たちは考えますが皆さんはどう考えますか？

全国ネットの貨物列車の性格上、どこかで異常があれば様々な列車に影響が出て、まともに運行していることの方が珍しい状況ではないでしょうか。このような列車遅延時に休養を採る間もなく乗務させられたという話をよく耳にします。



過去の交渉では運転士の休養が採れないならば列車を止めても構わないとの姿勢を示し、現場を強く指導するとの回答を得ていますが、中々その様な実態にはなっていません。当直としても休養をさせたいが列車の遅れを拡大させたくないとの気持ちは理解できますが、果たしてこの状況が良いのか考えると疑問が残ります。乗務員も青年労働者の登用が進む一方、高齢化も進んできており、受け入れたくはありませんが高齢化になれば身体機能の低下、記憶力・

集中力の低下が進むのは間違いのない事実です。また、休養不足では更に集中力は低下し運転を継続する危険性が增大することは間違いありません。

乗務してしまえば自己責任！

「当直に頼まれると中々断りきれない」「自分が乗務を断ると誰かに負担や迷惑が掛かってしまう」「休養を採るより早く帰りたい」等の気持ちから、無理をしても乗務をしています。事故を起したとき会社は個人責任を厳しく追及し処分もしてきます。このことは必ず意識することが重要であり、本来ならば「休養が採れていない場合は乗務をさせない」ことが会社の責任であるはずですが。



若いから大丈夫などと慢心していると足元をすくわれますよ！安全第一で行きましょう！

この投光器学習版は国労東海本部のホームページにも掲載されています。

国労東海本部のURLは <http://www.kokurotokai.com> です！